

## 合併公告

平成 25 年 9 月 10 日

株主及び債権者各位

佐賀県伊万里市新天町 722 番地 5  
アイ・ケイ・ケイ株式会社  
代表取締役社長 金子 和斗志

当社は、平成 25 年 8 月 30 日開催の取締役会において、平成 25 年 11 月 1 日を効力発生日として、当社を吸収合併存続会社とし、当社の完全子会社であるスイートヴィラガーデン株式会社（本店所在地 福岡県糟屋郡志免町片峰三丁目 6 番 5 号）を吸収合併消滅会社として、吸収合併を行うことを決議いたしましたので下記のとおり公告いたします。これにより効力発生日をもって当社がスイートヴィラガーデン株式会社の権利義務一切を承継し、スイートヴィラガーデン株式会社は解散することになります。

この合併は、会社法第 796 条第 3 項に基づき、株主総会の承認決議を経ずに行うものがあります。また、当社は、スイートヴィラガーデン株式会社の全株式を所有しておりますので、この合併による当社の新株式の発行及び資本金の額の増加はいたしません。

### 記

1. 会社法第 796 条第 4 項の規定に基づき、この合併に反対の株主は、本公告掲載の日から 2 週間以内に、書面によりその旨をお申し出下さい。
2. 会社法第 797 条第 1 項の規定に基づき、この合併に反対で、株式買取請求権を行使される株主は、効力発生日の 20 日前の日から効力発生日の前日までの間に、書面によりその旨及び株式買取請求に係る株式の数をお申し出下さい。
3. この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から 1 箇月以内にお申し出下さい。
4. 各社の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。  
甲：金融商品取引法による有価証券報告書を提出しております。  
乙：掲載紙 官報  
掲載の日付 平成 25 年 1 月 30 日  
掲載頁 56 頁（号外第 18 号）

以 上